



基安安発 0615 第 2 号
国土建推 第 9 号
平成 27 年 6 月 15 日

建設業労働災害防止協会会長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課長



国土交通省土地・建設産業局建設業課長



元請負人及び下請負人の間での労働災害防止対策の実施者及び
その経費の負担者の明確化に係るパンフレットの作成について

建設業における労働災害の防止を図るため、厚生労働省では、「元方事業者による建設現場安全管理指針」（平成 7 年）により、請負契約における労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者等の明確化等を指導してきましたが、これに加え、平成 25 年度を初年度とする第 1 2 次労働災害防止計画において、建設業の発注者に対し、施工時の安全衛生を確保するための必要な経費を積算し、また、関係請負人へその経費が確実に渡るよう、国土交通省と連携して対応することとしています。

また、平成 26 年度に公共工事の品質確保の促進に関する法律が改正され、基本理念として、下請契約を含む請負契約の適正化と公共工事に従事する者の賃金、安全衛生等の労働環境改善が追加されました。これを受け、国土交通省では平成 26 年 10 月に「建設業法令遵守ガイドライン—元請負人と下請負人の関係に係る留意点—」を改訂し（以下「改訂ガイドライン」といいます。）、労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の明確化についての考え方を示しました。

今般、厚生労働省及び国土交通省では、改訂ガイドラインの概要をまとめたパンフレット「安全な建設工事のために 適切な安全経費の確保が必要です」を別添のおり作成しましたので、貴団体におかれましては、これを活用し、改訂ガイドラインに基づき、元請負人（いわゆる「一次下請」以下の下請であっても、建設工事の下請契約の注文者となる場合、「元請負人」となります。）、下請負人の中で、労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の明確化が図られるよう、会員事業場に周知徹底されるよう要請します。

おって、本パンフレットは、民間発注者団体の長あてにも送付し、元請が改訂ガイドラインに基づく措置をとることができるよう配慮を求めていることを申し添えます。